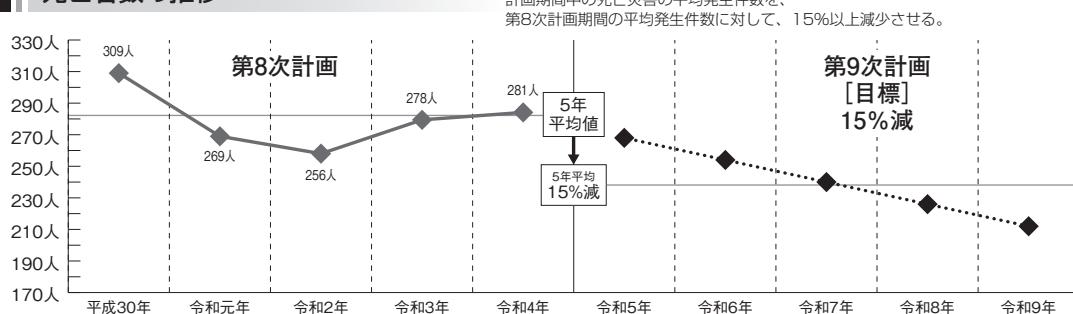


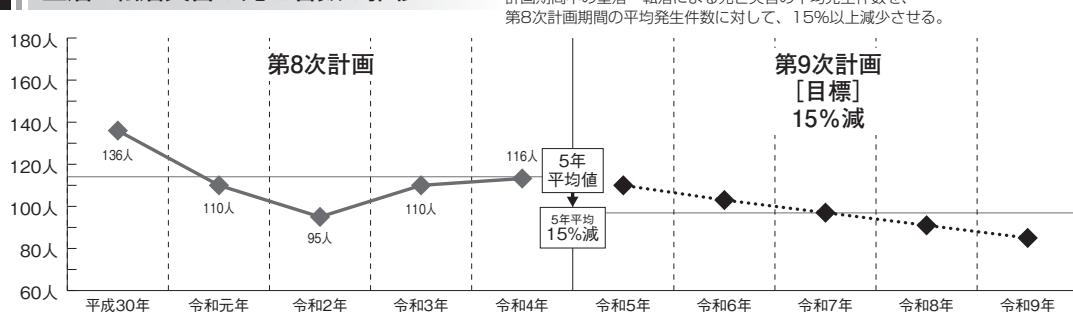
1 5か年ごとの労働災害発生状況

- ① 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- ② 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- ③ 計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和4年の発生件数（新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除く）に対して、5%以上減少させる。
- ④ 60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年まで減少に転じさせる。

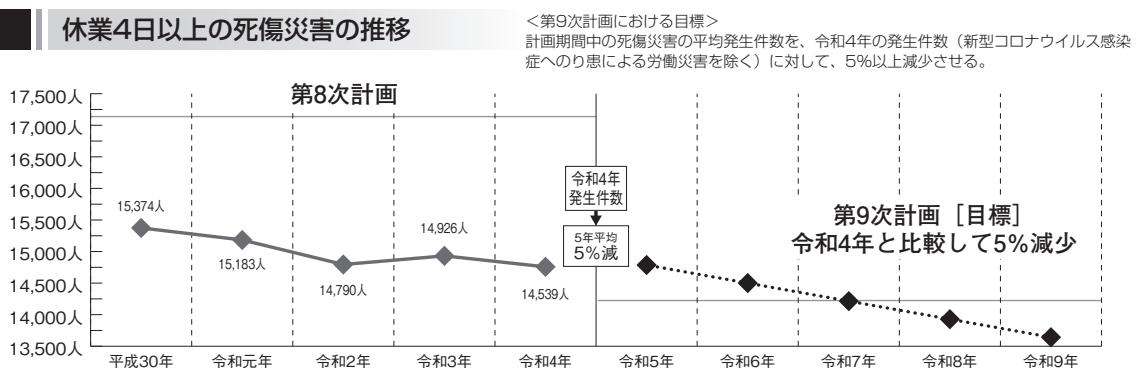
死亡者数の推移



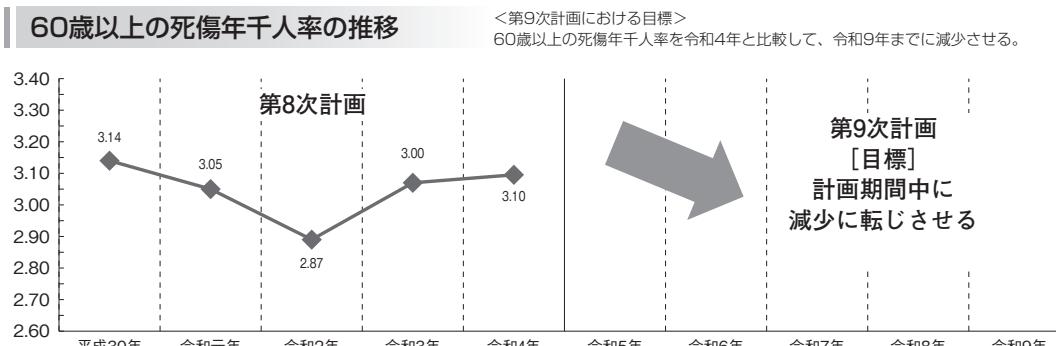
墜落・転落災害の死亡者数の推移



休業4日以上の死傷災害の推移

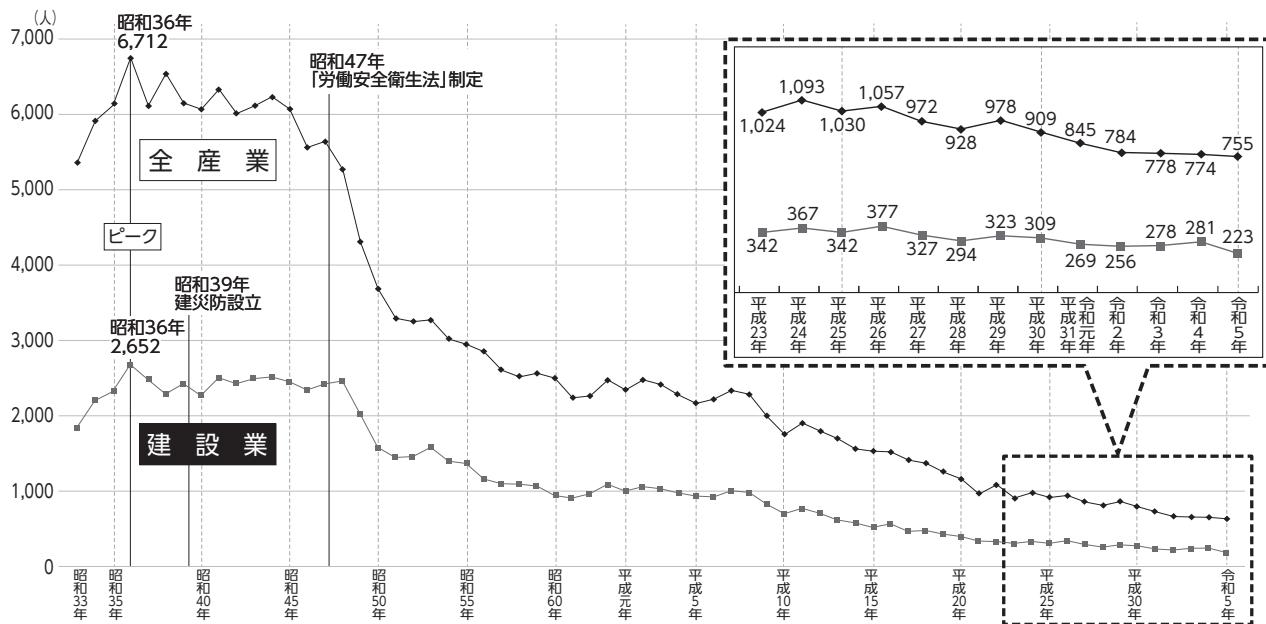


60歳以上の死傷年千人率の推移



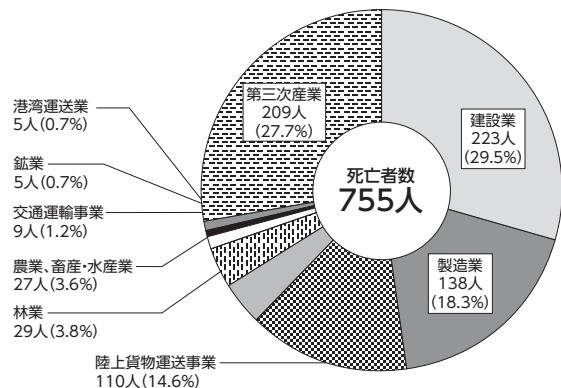
2 建設業における死亡災害発生状況(令和5年確定値)

死者者数の推移(昭和33年～令和5年)



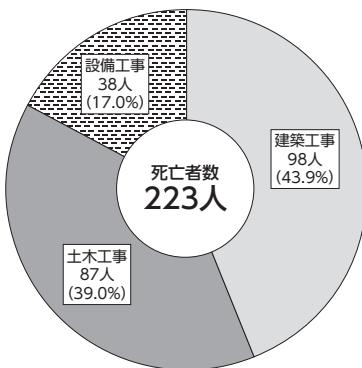
注：平成23年は、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除く。

業種別死亡災害発生状況



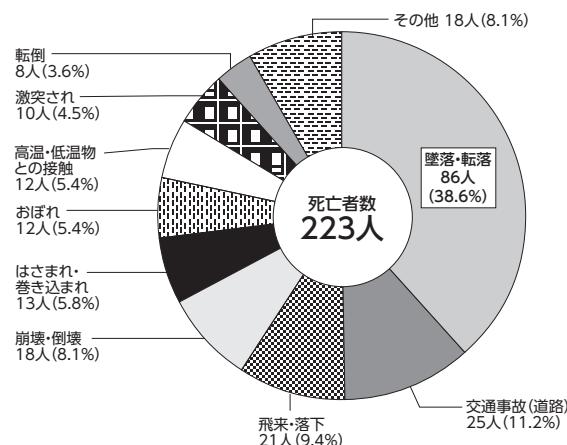
◎建設業の死亡災害は223人（前年281人）で、全産業の29.5%（前年36.3%）を占めている。

工事の種類別死亡災害発生状況



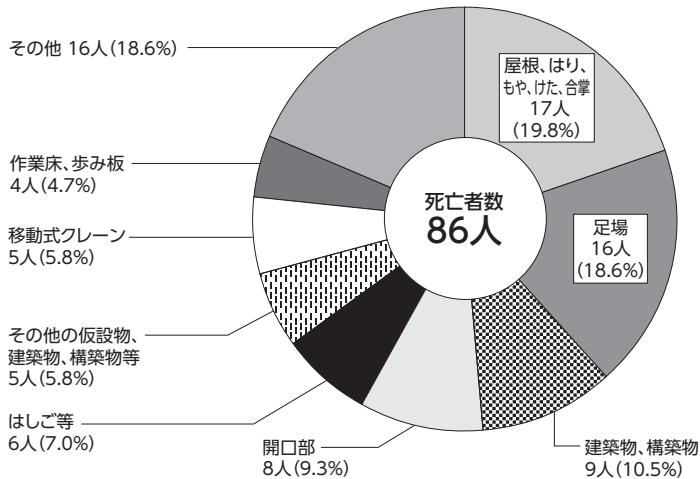
◎工事の種類別では、建築工事98人と土木工事87人で計185人となり、建設業全体の約82.9%を占めている。

事故の型別死亡災害発生状況

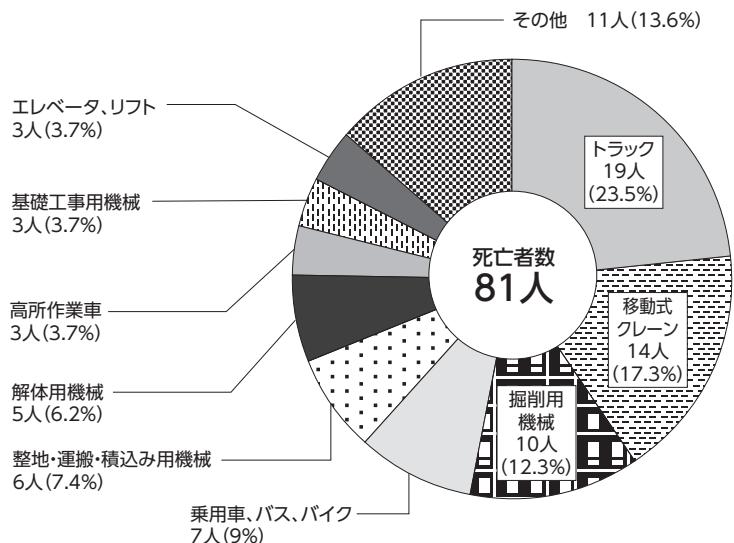


三大災害発生状況

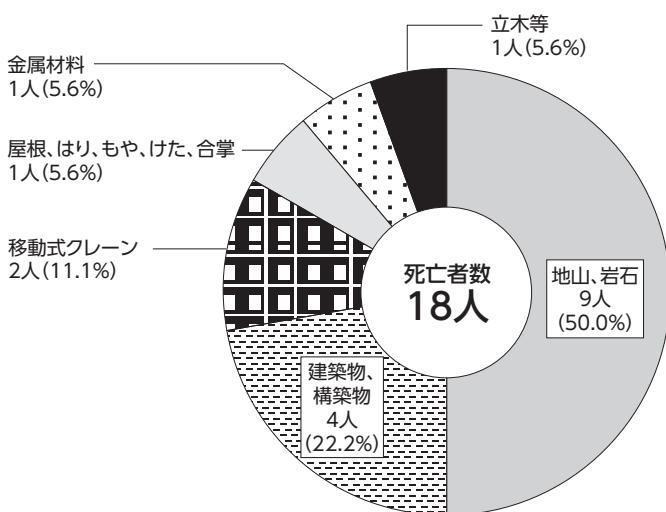
墜落・転落災害



建設機械・クレーン等災害



倒壊・崩壊災害



※「三大災害発生状況」は、「建設業における死亡災害発生状況（起因物・事故の型）」より作成しています。「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。そのため、「建設機械・クレーン等災害」の件数には、「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数が重複計上されています。

3 工事の種類別死亡災害発生状況

(1) 工事の種類別死亡災害発生状況

土木工事は 87 人 (39.0%) で昨年より 21 人の減少、建築工事は 98 人 (43.9%) で、昨年より 19 人の減少、設備工事は 38 人 (17.0%) で昨年より 18 人減少した。

工事の種類		土木工事												
年・死者者数		水力ダム	トンネル	地下鉄	軌道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾	その他	小計
5	死者者数	0	1	0	0	7	13	8	5	9	8	0	36	87
	割合(%)	0.0	0.4	0.0	0.0	3.1	5.8	3.6	2.2	4.0	3.6	0.0	16.1	100.0 (全体39.0)
4	死者者数	3	8	0	0	3	17	12	6	9	8	4	38	108
	割合(%)	1.1	2.8	0.0	0.0	1.1	6.0	4.3	2.1	3.2	2.8	1.4	13.5	100.0 (全体38.4)

工事の種類		建築工事					設備工事					合計
年・死者者数		ビル	木造	建築設備	その他	小計	電気通信	機械	その他	小計		
5	死者者数	39	12	7	40	98	8	15	15	38		223
	割合(%)	17.5%	5.4%	3.1%	17.9%	100.0 (全体43.9)	3.6%	6.7%	6.7%	100.0 (全体17.0)		(100.0)
4	死者者数	36	24	12	45	117	18	16	22	56		281
	割合(%)	12.8%	8.5%	4.3%	16.0%	100.0 (全体41.6)	6.4%	5.7%	7.8%	100.0 (全体19.9)		(100.0)

(注) 1. 各欄の割合は、土木工事、建築工事、設備工事それぞれの小計に対するものです。

2. 小計欄の割合のうち、() 内は小計が全体に占める割合です。

(2) 工事の種類別死亡災害発生状況（事故の型別）

事故の型別にみると、「墜落、転落」が 86 人と最も多く、次に「交通事故（道路）」で 25 人となった。

工事の種類		土木工事											建築工事				設備工事				合計		
災害の種類		水力発電所	トンネル	地下鉄	軌道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾海岸	その他	小計	鉄骨・筋	木造	建築設備	その他	小計	電気通信	機械器具	その他	小計
墜落、転落	0	0	0	0	5	3	2	1	1	0	0	7	19	17	8	3	23	51	2	7	7	16	86
転倒	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	3	6	1	0	0	1	2	0	0	0	0	8
激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
飛来、落下	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	4	10	4	0	0	5	9	0	1	1	2	21
崩壊、倒壊	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	4	8	8	0	0	2	10	0	0	0	0	18
激突され	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	3	0	0	1	4	0	1	3	4	10
はさまれ、巻き込まれ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	5	1	1	0	1	3	0	4	1	5	13
切れ、こすれ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
踏み抜き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おぼれ	0	0	0	0	1	1	4	2	0	1	0	3	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
高温・低温の物との接触	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4	7	3	0	0	1	4	0	0	0	1	12
有害物等との接触	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	1	0	4
感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	4
爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
破裂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
交通事故（道路）	0	0	0	0	0	5	0	0	1	1	0	4	11	2	1	2	6	11	1	0	2	3	25
交通事故（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動作の反動、無理な動作	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
分類不能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業合計	0	1	0	0	7	13	8	5	9	8	0	36	87	39	12	7	40	98	8	15	15	38	223
割合 (%)	0.0	0.4	0.0	0.0	3.1	5.8	3.6	2.2	4.0	3.6	0.0	16.1	39.0	17.5	5.4	3.1	17.9	43.9	3.6	6.7	6.7	17.0	100.0

(注) 割合は、全体に対するものです。

4 建設業における業務上疾病の発生状況

(1) 業務上疾病者数・年千人率の推移 (平成31年／令和元年～令和5年)

全産業の疾病者数 10,496 人のうち、建設業は 751 人で全体の 7.2% となっている。

年 項目	建設業		全産業	
	疾病者数 (人)	疾病者数年千人率	疾病者数 (人)	疾病者数年千人率
平成31年／令和元年	605	0.2	8,310	0.1
令和2年	696	0.2	8,997	0.2
令和3年	617	0.2	8,739	0.2
令和4年	711	0.2	9,506	0.2
令和5年	751	0.3	10,496	0.2

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

注：1. 表は休業4日以上のもの。

$$2. \text{ 疾病者数年千人率} = \frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$$

3. 令和2～5年は新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く。

(2) 業務上疾病発生状況の推移 (平成31年／令和元年～令和5年)

令和5年の建設業における疾病者数は 751 人で、多かったのは熱中症 209 人で、次が災害性腰痛で 191 人となった。

(単位：人)

年	平成31年／令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		
	業種	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業
疾病分類											
(1)負傷に起因する疾病 (うち災害性腰痛)	299 (190)	6,015 (5,132)	337 (222)	6,533 (5,582)	333 (206)	6,731 (5,847)	370 (213)	7,081 (5,959)	351 (191)	7,483 (6,132)	
物理による疾患	(2)有害光線による疾病 (3)電離放射線による疾病 (4)異常気圧下による疾病 (5)異常温度条件による疾病 (うち熱中症) (6)騒音による耳の疾病 (7)(2)～(6)以外の原因による疾病	2 - 3 159 (153)	13 - 22 223 (829)	1 6 2 1,159 (215)	9 - 2 134 (959)	- 2 2 707 (130)	8 - 11 182 (561)	- - 1 1,028 (179)	19 - 16 224 (827)	- - 2 1,323 (209)	8
作業因縁する疾患	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱 (9)負傷によらない業務上の腰痛 (10)振動障害 (11)手指前腕の障害及び頸肩腕症候群 (12)(8)～(11)以外の原因による疾病	10 2 1 7 3	118 33 4 210 92	8 1 - 9 2	143 34 2 200 83	5 1 1 4 4	96 29 6 193 102	5 - 3 6 7	145 31 10 218 135	- 6 2 11 9	114 39 4 249 176
がん	(13)酸素欠乏症 (14)化学物質による疾病 (がんを除く) (15)じん肺症及びじん肺合併症 (休業のみ) (16)病原体による疾病 (新型コロナウイルス感染症り患によるもの)	1 41 46 4 -	5 220 164 113 -	1 44 40 9 (187)	12 241 127 250 (6,041)	1 49 55 2 (1,153)	3 248 130 162 (19,332)	3 43 48 9 (2,766)	6 255 120 160 (155,989)	2 53 42 9 (148)	4 279 97 279 (33,637)
	(17)電離放射線によるがん (18)化学物質によるがん (19)(17)、(18)以外の原因によるがん	- 1 -	- 2 -	- 1 -	- 1 -	- 3 -	- 4 -	- 2 -	- 1 -	- 4	
	(20)(21)過重な業務による脳血管疾患心臓疾患	22	216	14	157	14	265	23	227	30	351
	合 計	605	8,310	696	8,997	617	8,739	711	9,506	751	10,496

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

注：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。

3. 「化学物質」は労働基準法施行規則別表1の第7号に掲げる名称の化学物質である。

4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものである。

参考資料2

店社・作業所安全衛生計画（作成例）

(1) 第〇〇期 (〇〇〇〇年4月～〇〇〇〇年3月) 安全衛生計画（作成例）

安全衛生基本方針	「人命尊重」の基本理念に基づき、職場で働く人の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を目指す。
安全衛生目標	・死亡災害、重大災害 ゼロ ・休業4日以上の死傷災害 30%減少

安全衛生管理体制		役職名及び所属	氏名
雇用者	代表取締役社長	○○○○	○○○○
安全管理部長	人事部長	○○○○	○○○○
衛生管理者	安全管理部長	○○○○	○○○○
安全衛生推進者	※各作業所で選任	—	—
産業医	(医) ○○○会○内科	○○○○	○○○○

重点施策	実施項目	目標	実施担当	年間(年度)スケジュール								実施上の留意点	備考
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1. リスクアセスメントの実施	リスクアセスメントに基づき施工計画、作業計画を作成、実施する。	会社が特定する作業について実施率 100% ・地山の掘削作業 ・鉄骨立て方作業 ・足場の組立て等作業 ・建設機械・クレーン等作業	建築部長 土木部長										・作業所長は、リスク低減措置を安全施工サイクルの中実施し、点検表等で確認する。
2. 墜落・転落災害 防止対策の徹底	① 高所作業では足場等により作業床を確保し、墜落防止設備を先行する。また、足場における作業の開始前点検を徹底する。 ② 高所作業では、フルハーネス型安全帯を使用する。	作業開始前までに実施率 100% 作業中 100%	建築部長 土木部長										・作業所長は、工程打合せで翌日の作業場所を確認し、係員に実施状況を点検、報告され、また、巡视等で確認する。
3. 建設機械・クレーン等災害防止 対策の徹底	① 作業計画に基づき作業を実施する。 ② 建設機械の作業半径内の立入禁止措置を徹底する。 ③ 荷のつり上げ作業時の荷の下への立入禁止を徹底する。 ④ 有資格者の配置を徹底する。	作業計画作成、実施率 100% 実施率 100% 実施率 100% 資格確認と配置 100%	建築部長 土木部長										・作業所長は、係員に実施状況を点検、報告され、また、巡回等で確認する。
4. 不安全行動の防 止	現地 KY、ひと声掛け合い運動を実施する。	実施率 100%	建築部長 土木部長										・作業所長は、係員に実施状況を点検、報告され、また、巡回等で確認する。
5. 安全衛生パトロールと安全衛生教育の実施	① 各作業所の安全衛生パトロールを毎月1回実施する。 ② 社員各層に対する安全衛生教育を実施する。	毎月1回	安全部長										・トップ管理者の参加 ・教育資料の整備
6. 年間行事	① 全国安全週間(準備期間含む) ② 全国労働衛生週間(準備期間含む) ③ 建設業年末年始労働災害防止強調 ④ 建設業年度末労働災害防止強調 ⑤ 安全大会	6月1日～7月7日 9月1日～10月7日 12月1日～1月15日 3月1日～3月31日 6月28日	安全部長 安全部長 安全部長 安全部長 安全部長										・実施計画の作成 〃 〃 〃 ・外部講師の依頼 ・社長の訓示

(2) ○○○○・○○○○年度工程別災害防止計画（作成例）

工事別	月別	実施事業項目	全工期を通じて実施する主要事項	具体的実施計画												主要な設備計画					
				1. 総括安全管理	2. 災害防止協議会の開催	3. 作業開始前の打合せ・指示、安全朝礼	4. 新規入場者教育・特別教育、職長教育	5. 現場の安全点検・安全当番等	6. リスクアセスメントの実施	7. 安全衛生管理目標	8. 安全衛生基本方針	9. 協力会社と一体となって、安全で働きやすい現場づくりを目指す	10. 安全衛生管理者を通し、作業間の連絡調整、安全管理の実施、作業場所の巡回	11. 元方安全衛生管理者を通し、作業間の連絡調整、安全管理の実施、作業場所の巡回							
仮設工事	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
山止・構台工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
杭工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土工工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基礎・躯体工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
左官工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防水工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外装工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E.V工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内装工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
設備工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外構工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管理の重点(月間目標)	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止	第三者災害の防止
	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止	・第三者災害の防止
主要な対策	・建設機械運転者の資格確認	・安全運転の確認	・新規入場者の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認	・安全運転の確認
	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出	・運転免許証の提出

参考資料3 建設業における資格・選任・指名等の必要な作業 (使用テキストは、当協会発行のものを記載)

作業等	選任等の種別				資格・選任・指名等					
			免許証及び技能講習修了証等	使用テキスト	特別教育修了及び事業者の選任等		使用テキスト			
高圧室内作業 1. (大気圧を超える気圧下の室内、シャフトの内部)	法 14	作業主任者	・高気圧作業安全衛生の手引	法 59	空気圧縮機運転者					
					送気調節操作者					
		作業主任者			加圧・減圧操作者					
2. ガス溶接等作業					再圧室操作者	・再圧室操作マニュアル				
木材加工用機械作業 (丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤、かんな盤、ルーターは5台以上、自動送材車式帯のこ盤は3台以上)		作業主任者			・潜函作業の安全					
4. コンクリート破碎器作業					・トンネル作業の安全 (推進工事編、シールド編)					
5. 地山の掘削作業		作業主任者								
6. 土止め支保工作業 (切りばり、腹おこしの取付け、取りはずし)										
7. ずい道等の掘削等の作業 (掘削、ずり積み、支保工及びロックボルト取付、コンクリート等の吹付け)		作業主任者	・ずい道等の掘削等作業指針 (山岳編) (シールド・推進編)	法 59	坑内作業者	・トンネル作業の安全 (山岳編) (推進工事編) (シールド編)				
8. ずい道等の覆工の作業 (組立、移動、解体、これに伴うコンクリート打設)		作業主任者	・ずい道等の覆工作業指針							
9. 採石のための掘削作業 (高さ2m以上～採石法、第2条岩石の採取)		作業主任者								
10. はい作業 (高さ2m以上のはい付け・はいくずし)		作業主任者								
11. 型枠支保工の組立て等作業 (組立、解体)		作業主任者	・型枠及び型枠支保工組立て解体工事の作業指針							
12. 足場組立て等作業 (組立、解体、変更)	法 14	作業主任者	・足場の組立て等工事の作業指針	能 力 向 上 教 育	・足場の組立て等作業の安全	・足場の組立て等作業従事者必携				
13. 建築物等の鉄骨組立て等作業 (組立、解体、変更)		作業主任者	・建築物等の鉄骨組立て等の作業指針 (建築鉄骨・その他編) (鉄塔・その他編)	法 59 の事業 名者	作業開始前及び組立て後等点検者	・足場の組立て等作業の安全				
14. 鋼橋架設等作業 (組立、解体、変更)		作業主任者	・鋼橋架設等の作業指針							
15. 木造建築物の組立等の作業 (構造部材の組立、屋根下地、外壁下地取付)		作業主任者	・木造家屋建築工事の作業指針	能 力 向 上 教 育	・木造建築物の組立て等作業の安全					
16. コンクリート造の工作物の解体等の作業 (解体、破壊)		作業主任者	・コンクリート工作物解体工事の作業指針							
17. コンクリート橋架設等作業 (架設、変更)		作業主任者	・コンクリート橋架設等の作業指針							
18. 特定化学物質取扱作業		作業主任者								
19. 第1種酸素欠乏危険作業 第2種酸素欠乏危険作業以外の酸素危険作業 第2種酸素欠乏危険作業 令別表第6危険場所のうち3の3、9、12 (硫化水素危険場所)		作業主任者	・酸素欠乏症等の防止	法 59	作業者	・酸素欠乏症等の予防				
20. 有機溶剤作業										
21. 石綿取扱作業		作業主任者	・石綿作業主任者 技能講習テキスト	教 育 す る	作業者	・建設業における有機溶剤業務の知識 ・建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防				
22. 石綿含有建材調査		建築物石綿含有建材調査者	・建築物石綿含有建材調査者講習テキスト ・戸建等石綿含有建材調査者講習テキスト							
23. 特定粉じん作業				法 59	作業者	・建設工事における粉じんによる疾病の防止				
24. ダイオキシン類取扱作業 廃棄物焼却炉・集じん機等の設備・解体作業					作業者					
25. クレーン・移動式クレーン・デリック運転業務	法 61	運転士 つり上げ荷重5t以上			運転者					
26. 車両系建設機械運転業務 (整地・運搬・積込み用、掘削用)		運転者 つり上げ荷重1t以上5t未満			5t未満のクレーン 5t以上の跨線テルハ 1t未満の移動式クレーン					
	運転者 機体重量3t以上	・車両系建設機械運転者教本 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)		運転者 機体重量3t未満	・小型車両系建設機械運転者必携「整地・運搬・積込み用及び掘削用」 ・解体用 特別教育用テキスト					

選任等の種別 作業等		資格・選任・指名等			
		免許証及び技能講習修了証等	使用テキスト	特別教育修了及び事業者の選任等	使用テキスト
法	27. 車両系建設機械運転業務 (基礎工事用)	運転者 機体重量3t以上		運転者 機体重量3t未満	・車両系建設機械運転者必携 (基礎工事用穴掘建柱車関係) ・基礎工事用機械運転者必携
	28. 車両系建設機械運転業務 (締固め用)			操作者 作業装置	・基礎工事用機械運転者必携
	29. 車両系建設機械(コンクリート打設用)運転業務			運転者	・ローラー運転者必携
	30. 車両系建設機械 (解体用)運転業務	運転者 機体重量3t以上	・車両系建設機械運転者教本 (解体用)	操作者 作業装置	・コンクリートポンプ車運転者必携
	31. 不整地運搬車運転業務	運転者 最大積載量1t以上	・不整地運搬車運転者教本	運転者 機体重量3t未満	・小型車両系建設機械運転者必携【整地・運搬・積込み用及び掘削用】特別教育用テキスト
	32. 高所作業車運転業務	運転者 作業床の高さ10m以上	・高所作業車運転者教本	運転者 機体重量1t未満	・不整地運搬車運転者教本 (技能講習用テキスト)
	33. ボーリングマシン運転業務			運転者 作業床の高さ10m未満	・高所作業車運転者必携 (特別教育用テキスト)
	34. ジャッキ式つり上げ機械の調整・運転業務			運転者	・ボーリングマシン運転者必携
	35. フォークリフト運転業務	運転者 最大荷重1t以上		調整・運転者	・ジャッキ式つり上げ機械運転者必携
	36. ショベルローダー、フォークローダー運転業務	運転者 最大荷重1t以上		運転者 最大荷重1t未満	
法	37. 卷上げ機			運転者 最大荷重1t未満	
	38. 建設用リフト運転業務			運転者	・ワインチ運転者必携
	39. 玉掛け業務	61 作業者 つり上げ荷重1t以上		運転者	
	40. ゴンドラ操作業務			作業者 つり上げ荷重1t未満	
	41. 軌道装置運転業務			操作者	
	42. 火薬・発破業務	発破技士 取扱保安責任者		運転者	・軌道装置動力車運転者必携
	43. 潜水業務	潜水士			
	44. アーク溶接業務	作業主任者			
	45. 研削といし試運転業務				
	46. 電気取扱業務				
法	47. チエーンソー以外の振動工具の取扱いの業務	管理責任者	・建設業における振動工具取扱作業の管理(管理者用)	作業者	・建設業における振動工具取扱作業の知識(作業者用)
	48. 有機溶剤取扱い業務	管理責任者		作業者	・建設業における有機溶剤業務の知識(作業者用)
	49. 携帯用丸のこ盤の作業			作業者	・建設業等における丸のこ等取扱作業の安全
	50. 除染等業務			作業者	
	51. ロープ高所作業			作業者	
	52. フルハーネス型安全帯使用作業			作業者	・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育用テキスト
事業場主体の管理	規模100人以上の事業場			総括安全衛生管理者	
	規模50人以上の事業場			安全管理責任者	・建設業における安全管理者の手引
	規模10人以上の事業場	第一種衛生管理者		産業医	
				安全衛生推進者	・建設業安全衛生推進者の手引(能力向上教育)
混在作業主体の管理	元方・下請の労働者の合計50人 (すい道等建設の仕事又は圧気工による作業を行なう仕事は30人以上) 以上の現場	特定元方事業者 (2人以上の場合は指定された特定元方事業者) 統括安全衛生責任者 を置けるべき事業場以外の請負人	(注) 一定の橋梁の建設の仕事とは、国勢調査における「人口集中地区」内の ①道路上 ②道路上に隣接した場所 ③鉄道の軌道上 ④鉄道の軌道に隣接した場所での橋梁の建設の仕事	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 救護技術管理者 安全衛生責任者 店舗安全衛生管理者	・建設業における現場管理責任者のための統括管理の手引 ・新版職長・安全衛生責任者教育テキスト ・職長・安全衛生責任者能力向上教育テキスト ・店舗安全衛生管理者の手引(能力向上教育テキスト)
	1. すい道等の建設の仕事 2. 圧気工法による作業を行なう仕事 3. 一定の橋梁の建設の仕事	元方・下請の労働者合計20人 以上30人未満	4. 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物 築物の建設の仕事	元方・下請の労働者合計20人 以上50人未満	統括管理等を行うべき事業者の支店・営業所等
	労働基準監督署長への届出 (一定規模以上は都道府県労働局長の審査対象 法89の2、則94の2) 法88第3項、5項、則 90、録削則5	仕事の届 主事の届 主事の届	1. 高さ31mを超える建築物等 2. 支間50m以上の橋梁 3. 支間30m以上50m未満の橋梁(一定の場所)の上部構造の建設等 4. すい道(内部に労働者が立入らないものを除く) 5. 高さ・深さ10m以上の地山の掘削 6. 耐火建築物等の吹き付け土石の除去		
	厚生労働大臣への届出 法88第2項、則89の2	上欄の仕事の届のうち 1. 高さ300m以上の塔 2. 堤高150m以上のダム 3. 支間50m(つり橋)あつては、1,000m)以上の橋梁 4. 長さ3,000m以上のすい道、長さ1,000m以下3,000m未満で深さ50m以上のたて坑のあるもの 5. ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気工事		セーフティ・アセスメント指針・同解説、建設技術者テキスト等	
				計画の作成の参画者	

*テキストの最新版については、建災防教材開発課 (Tel 03-3453-1389) に御確認ください。